

## 安保法制—違憲の疑いは深まった

朝日新聞 2015年6月12日(金)

違憲の疑いは晴れるどころか、ますます深まった。

衆院特別委で審議中の安全保障関連法案は憲法に適合するか否か。きのうの衆院憲法審査会で、与野党が正面から意見をぶつけ合った。先週の参考人質疑で憲法学者3人が「違憲」と断じたのを受けてのことだ。

法案決定までの与党協議を主導した自民党の高村正彦副総裁らは正当性を主張したが、説得力があったとは言い難い。

高村氏は1959年の砂川事件判決を取り上げ、「憲法の番人である最高裁は必要な自衛の措置はとりうると言っている。何が必要かは時代によって変化していくのは当然だ」と憲法解釈の変更を正当化した。

また、「54年に自衛隊をつくった時にも、ほとんどの憲法学者は憲法違反だと主張していた。(自衛隊をつくった)先達の常識のおかげで平和と安全を維持してきた」と述べた。

自民党の平沢勝栄氏も「学者の意見に従って戦後の行政、政治が行われていたら、日本はとんでもないことになっていた。憲法栄えて国滅ぶの愚を犯してはならない」と語った。

これに対し、民主党の枝野幸男幹事長は「自衛隊違憲論は、9条の解釈が確立する前の白地での議論。参考人の意見は定着した政府の憲法解釈を前提として集団的自衛権の容認は憲法違反だと論理的に指摘したものだ」と反論。砂川判決についても「判決から集団的自衛権の行使容認を導きうるのなら、判決後も政府が一貫して行使は許されないとしてきたことをどう説明するのか」と問うた。

一連の自民党議員の主張からうかがえるのは、法案を違憲と断じた憲法学者の指摘をおとしめようという意図だ。平沢氏の発言にいたっては「学者の言うことなど聞く必要はない」と言わんばかりの、専門家に対する侮辱であり、国民に対する脅しでもある。

最高裁について高村氏らは「憲法の番人」と持ち上げてはいるが、一票の格差是正を迫る最高裁の指摘をのりくらりとかわしてきたのはだれか。

与党側が慌てて乱暴な説明をしなければならないのは、集団的自衛権の行使はできないとした72年の政府見解の論理はそのままに、結論だけを「できる」と百八十度変えた閣議決定があまりに無理筋だったからだ。

政府は「これまでの憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性は保たれている」と繰り返すが、とても納得はできない。

深まるばかりの疑義に、安倍首相はどう答えるか。

## 自衛隊の統制—文民の使命を果たせ

朝日新聞 2015年6月12日(金) 付

新たな安全保障関連法案を審議している国会で、改正防衛省設置法が成立した。

防衛省内で優位に立ってきた「背広組」の内局官僚と、陸海空の「制服組」の自衛官が対等の立場となり、防衛相を横並びで補佐することになる。

仮に安保関連法ができれば、自衛隊は地球規模で派遣され、活動内容も拡大する。自衛隊を運用する上で、制服組の発言力が増すことは間違いない。

自衛隊の縛りを解く安保法制と、制服組の影響力の拡大が結びついた時、外交・安全保障の意思決定にどんな影響が出るのか。文民統制（シビリアンコントロール）を担保する観点から懸念がぬぐえない。

文民統制は、軍事に対する政治の優位を意味する。戦前・戦中に軍部が独走して戦争に突き進んだことへの反省もあり、文民統制を確保する手段のひとつとして、背広組が防衛相を補佐する体制をとってきた。

自衛隊は武力行使ができる唯一の組織であり、暴走は許されない。このため、自衛隊の活動には憲法や法律で厳しい制約が課せられてきた。

ところが昨今の国会論議で際立っているのは、むしろ文民である政治家が軍事優先の発想で突き進み、憲法や法律を軽視する姿勢である。文民が文民統制をないがしろにすれば、民主主義は危うい縁（ふち）に立つ。

さらに見過ごせないのは、新たな日米防衛協力のための指針（ガイドライン）に、自衛隊と米軍が平時から協議できる「同盟調整メカニズム」が盛り込まれたことの影響だ。

自衛隊と米軍の一体化が進むなか、制服組と防衛相が直結すれば、米軍の意思はストレートに自衛隊の活動に反映されるだろう。軍事機密のベールの向こうで、国民不在の意思決定につながりかねない。

海外で米軍の兵站（へいたん）（後方支援）にあたる時、部隊の情報は背広組を通さなくても防衛相に届く。確かに迅速な対応は可能になるが、重大な決定が、自衛隊幹部と首相、防衛相ら少数の判断に委ねられてしまう。

特に、自衛隊の最高指揮官である首相の責任は重い。

軍事の論理だけでなく、憲法や民主主義のあり方など幅広い観点から思慮深く判断することが、自衛隊を適切に統制する条件となる。

最終的には、多くの国民が納得し、支持できる形で自衛隊を派遣しなければ、文民統制が機能しているとは言えない。その意味で、国会のチェック機能もいっそう重要になる。

## 社説：安保転換を問う 日本と米国

毎日新聞 2015年06月12日

◇「対等な同盟」のリスク

戦後日本の安全保障には、米国が大きな影を落としてきた。安全保障上の重要な意思決定は、米国の意向を無視してはできなかった。日米同盟とは、米国の軍事戦略に日本が従うことを意味していた。

これを、より「対等な同盟」に変えていこうというのが安全保障関連法案だ。集団的自衛権の行使で日米安保の双務性を高め、同盟を強固なものにする狙いである。

だが、この法案は本当に「対等な同盟」につながるものなのか。むしろ、米国の軍事戦略への依存度を高め、日本の主体的な判断が制限されることを強く危惧する。

◇絆だけが判断の基準か

政府は4月にまとめた日米防衛協力の指針（ガイドライン）で、まず法案の前提となる対米協力の枠組みを決めた。そして安倍晋三首相は米議会の演説で、夏までの成立を約束して帰国した。憲法学者が憲法違反だと言う法案を、である。

憲法より日米安保が、日本の国会より米議会が上位にあるような、逆立ちした構図。これが、日米安保体制の現実である。日本の安保政策は事実上、米国の軍事戦略に構造的に組み込まれているのだ。

ここから、日米同盟の維持が究極の目的となり、日米同盟を守ることが国民の命を守ることになる、という理屈が生じる。保守派にある「アングロサクソン（米英）と組んでいれば日本は安泰」という考えや、いざという時に助けなかったら米国に見捨てられる、という「見捨てられ論」も根っこは同じだ。

戦略論として、必ずしも見間違いというわけではないだろう。ただ問われるのは、米国の戦争に参加する是非を日本の政治が主体的に判断できるか、その判断への信頼が国民にあるか、ということだ。

これに関し、岸田文雄外相は昨年国会答弁で、「米国の存在は日本の平和を維持する上で死活的に重要だから、米国への攻撃は（集団的自衛権行使の）3要件にあてはまる可能性は高い」と述べた。

米国への攻撃は日本の存立危機事態、と受けとれる発言だ。日米同盟が吹き飛ばせば、日本の安全を根底から覆すというのだろう。

12年前のイラク戦争で米国を支持した小泉純一郎首相は、その理由を「米国は日本への攻撃を自国への攻撃とみなすと言っているただ一つの国」だから、と語った。その後、間違った戦争と判明したが、日本は十分な検証もしなかった。

将来、新たな対テロ戦争などで米国から派兵を求められた時、米国の判断だけをモノサシにすれば、国民を守るどころか、逆に危険にさらすことにもなる。米国の戦争と一線を画すことの重さである。

**憲法と安保法制 議論の積み重ねは重い**

東京新聞 2015年6月12日

安倍内閣が提出した安全保障法制は「違憲」か「合憲」か。大勢の憲法学者が違憲と断じること自体、この法制が妥当性を欠く証左だ。合憲と言い張り、成立を強行する愚を犯すべきではない。

集団的自衛権を行使するための安保法制の合憲性をめぐり、与野党がきのう激しく火花を散らしたのは衆院憲法審査会だった。ちょうど一週間前、自民党が推薦した参考人を含めて憲法学者三人が、安保法制を違憲と断じた「因縁の場」でもある。

法案提出前の与党協議を主導した自民党の高村正彦副総裁は安倍内閣が集団的自衛権の行使容認に転じた閣議決定の根拠とした砂川事件の最高裁判決（一九五九年）について「集団的自衛権の行使は認められないとは言っていない」と指摘した。しかし、認められると明言しているわけではない。

「砂川判決」は自衛権の行使を「国家固有の権能の行使」として認めているが、日本が集団的自衛権を行使できるか否かは議論されておらず、判決が行使を認めた自衛権に、集団的自衛権が含まれていると解釈するのは強引すぎる。

民主党の枝野幸男幹事長が「都合よく憲法解釈を変更するのは、『法の支配』の対極だ」と安倍内閣の手法を批判したのも当然だ。

高村氏は「憲法の番人は最高裁であり、学者ではない」とも述べている。その通りではある。憲法八一条は最高裁判所を法律などが憲法に適合するか否かを決定する「終審裁判所」と定めている。

とはいえ、自ら呼んだ参考人の発言が期待と違ったからといって無視していいわけではない。

最高裁は、個々の法律について常に合憲・違憲を判断しているわけではない。司法の手続きに入るのは訴訟の提起後で、訴えた人の権利が実質的に侵害されたとみなさなければ、憲法判断の前に訴えが却下されることもある。

自衛権の行使に関して最高裁が示した判断が、砂川判決しかないことも、こうした事情による。

自衛権をめぐる最高裁の憲法判断が極端に少ないからこそ、国権の最高機関である国会や政府部内での議論の積み重ね、憲法学者による専門的な立場からの発信が重要なのではないのか。

最高裁の判断をねじ曲げ、国会での議論の積み重ねを顧みず、憲法学者の忠告を聞かず、一内閣の判断で憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を認める。こんな憲法破壊を許しては戦後日本の平和国家としての歩みに汚点を残す。

## 集団的自衛権 脅威を直視した議論が大切だ

読売新聞 2015年06月11日

日本の平和を確保するには、憲法との整合性を前提として、現実の脅威や安全保障環境を直視した議論が大切である。

政府は、集団的自衛権の限定行使を容認する安保関連法案について、「従前の憲法解釈との論理的整合性が十分に保たれている」とする見解を発表した。

1959年の最高裁の砂川事件判決は、日本の存立を全うするための自衛措置を可能とした。72年の政府見解は、国民の権利を守るための武力行使を認めた。今回の政府見解は、一連の「基本的な論理」が維持されると指摘した。

一方で、日本の安保環境の根本的な変容を理由に、他国に対する第三国の攻撃でも「我が国の存立を脅かすことも起こり得る」とし、自衛の措置としての集団的自衛権の限定行使を容認している。

妥当な内容である。日本を取り巻く関係国のパワーバランスの変化や、軍事技術の革新的な進展、大量破壊兵器の拡散などによって他国への攻撃が日本の安全を脅かすシナリオは十分あり得る。

朝鮮半島有事が日本に波及する場合、弾道ミサイルや大量破壊兵器がなかった時代と比べて、今はその脅威が格段に増している。

そもそも国民の権利が根底から覆される明白な危険がある「存立危機事態」に日本が陥った場合、自衛隊を動かさず、傍観しているだけで良いはずがあるまい。

事態がより危機的な状況に発展する前に、早期收拾を図ることは合理的な対応でもある。

疑問なのは、法案を憲法違反と明言する憲法学者の尻馬に乗るように、解釈変更による集団的自衛権の行使容認を「違憲」とする声が民主党内に出てきたことだ。

民主党は4月にまとめた党見解で、「安倍政権が進める集団的自衛権の行使は容認しない」として、将来の行使容認に含みを残していたのではなかったのか。

自民党の高村正彦副総裁が「憲法学者の言うことを無批判にうのみにする政治家」を批判しているのは、理解できる。

憲法学界では、自衛隊についても、伝統的な解釈に沿って「憲法が保持を禁じる『戦力』に該当する」などと主張する向きが少なくない。現実の政治との乖離がいりが指摘されるゆえんである。

中国の軍備増強や海洋進出、北朝鮮の核・ミサイル開発などを踏まえれば、憲法の範囲

内で自衛隊の役割を拡大し、日米同盟と国際連携を強化して抑止力を高めるのは当然だ。国会でも、そうした観点の論議を展開してほしい。

## 「違憲」法制—また砂川とは驚きだ

朝日新聞 2015年6月11日(木)

国会で審議中の安全保障関連法案は憲法違反である——。

3人の憲法学者の指摘に、安倍政権が50年以上前の最高裁判決を持ち出して反論している。だが、その主張は牽強付会(けんきょうふかい)というしかない。

安倍首相はG7サミット後の記者会見で、「今回の法整備にあたって憲法解釈の基本的論理は全く変わっていない。この基本的論理は、砂川事件に関する最高裁判決の考え方と軌を一にする」と語った。

政府の反論は、要は限定的な集団的自衛権の行使は最高裁が認めた自衛権の範囲内であり、問題はないというものだ。

59年の砂川判決は、「わが国が、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」と述べているに過ぎない。

そもそも裁判では日本の集団的自衛権の合憲性など問われていない。争点は憲法9条のもと在日米軍の駐留が認められるかどうかであり、最高裁は違憲との一審判決を破棄し、日米安保条約のような高度に政治的な問題に裁判所の審査はなじまないとの判断を示したただけだ。

現に政府が集団的自衛権の行使は認められないとの解釈を固めていったのは、判決の後だ。

自民党は昨夏の閣議決定にいたる議論の中で「最高裁は個別的、集団的を区別せず自衛権を認めている」と、集団的自衛権を認める根拠に判決を持ち出した。ただ、これには公明党からも「論理の飛躍がある」との強い異論が出た。

政府は結局、安全保障環境の変化を理由に「集団的自衛権の行使は認められない」とした72年の政府見解の結論を変更する形で閣議決定にこぎ着けた。

今回、政権側が砂川判決をまたも無理やり持ち出したのは、違憲かどうかを判断する権限があるのは学者ではなく、最高裁だと強調する狙いがある。

しかし、それは学者の違憲との指摘を無視して法案を成立させていい理由にはならない。

日本の制度では、最高裁が合憲性を判断するのは具体的な事件に基づく訴訟が起きてからだ。なおかつ、最高裁はまさに砂川判決がそうであったように、「高度に政治的な問題」

への判断は避けてきた。

政権側は高をくくって、最高裁を錦の御旗にしているようにも見える。

だからこそ国会で違憲かどうかの根本的な議論を尽くすことが重要だ。政権側の理屈をやすやすと受け入れるようでは、立法府の存在意義はない。

## 社説：安保転換を問う 政府の反論書 やはり「違憲法案」だ

毎日新聞 2015年06月11日 東京朝刊

憲法違反の疑いがある法案を数の力で強引に押し通せば、国の土台が揺らぎかねない。憲法は、国家権力を縛るものだという立憲主義の精神にも反する。憲法学者3人が国会で、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法案は「憲法違反」だと指摘したことは、こんな根本的な問題を改めて突きつけている。

政府は、憲法学者の指摘に反論し、安全保障関連法案は合憲だとする見解をまとめた。「これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性および法的安定性は保たれている」としている。だが見解は、基本的に昨年7月の閣議決定文を焼き直した内容に過ぎず、論理が通っていない。

◇法体系の信頼揺るがす

見解は、集団的自衛権の行使を認める憲法解釈変更について、憲法9条のもとでも「自衛の措置」が認められるなどとする1972年の政府見解の基本的論理を維持したまま、安全保障環境の変化を理由に「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」としていた結論について、認識を改めたと説明している。

つまり、他国への武力攻撃でも、存立危機事態など武力行使の新3要件を満たせば「わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部、限定された場合」に集団的自衛権を行使できるとした。

同じ基本的論理をもとにしながら、安全保障環境が変わったからという理由で、結論を集団的自衛権の行使は「できない」から「できる」にひっくり返している。これで論理的整合性が保たれているとはとても言えない。

憲法98条は、憲法は国の最高法規であって、憲法に反する法律は無効だと定めている。99条は、政府や国会議員に憲法を尊重し擁護する義務を負わせている。政府が憲法解釈の変更を全くしてはいけないというわけではないが、変更は決して恣意（しい）的であってはならず、過去の憲法解釈との論理的整合性が取れていなければならない。

そうでなければ憲法は規範性を失い、国民から信頼されなくなる。論理的整合性を超えて解釈変更が必要というのなら、憲法改正を国民に問わなければならない。

中谷元防衛相は衆院の特別委員会で、将来的に安全保障環境が変われば、解釈が再変更される可能性があるとの認識を示した。憲法をあまりに軽視している。

政府が、国際法上の集団的自衛権一般ではなく、限定的な集団的自衛権の行使だから認められる、と言っていることも、うのみにできない。

集団的自衛権行使の新3要件は基準があいまいだ。限定がかかるかどうかは時の政府の裁量による。

政府見解は、憲法解釈変更の基本的論理は、59年の砂川事件最高裁判決と「軌を一にするものだ」とも強調している。憲法学者が違憲と指摘しても、憲法の最終的な解釈権は

最高裁にあると言いたいのだろう。

だが判決は、集団的自衛権を認めたものではない。砂川判決を曲解すべきでない。

◇個別的自衛権でできる

安倍晋三首相は「切れ目のない備えを行う法整備が、日本人の命を守るために不可欠」というが、そのためになぜ集団的自衛権の行使が必要なのかという論理的な説明はない。

沖縄県・尖閣諸島の防衛は、集団的自衛権ではなく個別的自衛権にもとづくものだ。北朝鮮情勢もほとんどが個別的自衛権の解釈の範囲で対応できるのではないか。集団的自衛権の行使を認める法案を夏までに急いで成立させる必要があるというなら、なぜその代表例が中東・ホルムズ海峡での機雷掃海と邦人輸送中の米艦防護なのか、納得がいかない。

安倍政権は、個別的自衛権の拡大解釈は他国から信頼されないというが、理屈をねじ曲げて憲法を政権に都合よく解釈するほうが、よほど法体系への信頼を傷つける。

解釈変更賛成する側からは、憲法を守って国が減びてもいいのかといった、極端な議論も聞こえてくる。しかし、憲法の安定性を損なうことこそ、国家運営のリスクになる。まして自衛隊という実力組織の運用に関する根本原理を軽々に変更すべきではない。

## 安保法制 説得力欠く「合憲」見解

東京新聞 2015年6月11日

集団的自衛権を行使するための安全保障法制を「合憲」とする文書を、安倍内閣が示した。憲法学者三人が「違憲」と断じたことへの反論だが、説得力を欠き、合憲だとは、とても納得できない。

集団的自衛権の行使容認を正当化するため、最高法規である憲法を、下位法の安保法制に無理やり当てはめたとしか思えない。

文書は、日本を防護するための集団的自衛権の行使は、日本への攻撃が発生した場合に限って武力行使を認める従来の憲法解釈の「基本的な論理」を維持し、「論理的整合性、法的安定性は保たれている」と結論づけている。

安倍内閣が、集団的自衛権の行使容認を正当化するための論拠として再び持ち出したのが、最高裁判所が一九五九年、自衛権の行使を「国家固有の権能の行使」と認めた、いわゆる「砂川判決」だ。

ただ、この判決では、旧日米安全保障条約に基づく米軍駐留の合憲性が問われ、日本が集団的自衛権を行使できるか否かは議論されておらず、判決も触れていない。

この判決後、岸信介首相は集団的自衛権の行使について「自国と密接な関係にある他国が侵略された場合、自国が侵害されたと同じような立場から他国に出かけて防衛することは、憲法においてできないことは当然」（六〇年二月十日、参院本会議）と述べている。

砂川判決が行使を認めた自衛権に、集団的自衛権が含まれていないことは明らかではないのか。

歴代内閣はその後、集団的自衛権を有しているのは当然だが、その行使は日本防衛のための必要最小限度の範囲を超え、許されないとの憲法解釈を堅持してきた。

国会や政府部内での長年の議論の積み重ねを軽んじ、一内閣だけの判断で、違憲としてきた集団的自衛権の行使を合憲と変えてしまうことが許されるはずはない。

自民党が衆院憲法審査会の参考人として推薦した憲法学者までもが、国権の最高機関である国会の場で、安保法制を違憲と断じた意味は重い。安倍内閣は謙虚に受け止め、一連の法案を撤回すべきではないのか。合憲と主張する憲法学者の実名をいくら並べても、国民は納得するまい。

日本を取り巻く国際情勢が変化しているというのなら、集団的自衛権の行使ありきで非現実的な事例を持ち出すのではなく、変化に即した現実的な防衛政策を検討すべきだ。それが海外で武力を行使しない「専守防衛」の枠内にとどまるべきことは当然である。

## 違憲への政府弁明

### 「黒を白」と言い張る論理破綻

しんぶん赤旗 2015年6月11日(木)

衆院憲法審査会で憲法学者がそろって安全保障関連法案（戦争法案）を「憲法違反」と指摘したことに対し、安倍晋三政権が弁明に躍起です。1959年の砂川事件最高裁判決や「集団的自衛権と憲法との関係」についての72年の政府見解を持ち出して法案の「合憲性」を主張していますが、これらの判決や見解は逆に集団的自衛権行使の違憲性を示したものです。安倍政権の弁明は黒を白と言い張る類いの議論であり、そのでたらめぶりを浮き彫りにするだけです。

公明党座長代理も否定

衆院憲法審査会（4日）では、自民党推薦の長谷部恭男早稲田大学教授を含め参考人の憲法学者3人全員が、今回の法案を「違憲」と断じました。これに対し安倍首相は記者会見（8日）で、砂川事件の最高裁判決が「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置」を認めていることを指摘し、この「自衛の措置」に今回の法案で認めた集団的自衛権の行使も含まれるかのように述べました。

しかし、同判決から集団的自衛権の行使容認を導こうとする議論は、すでに長谷部氏が「私が存じ上げている学者の方でそういう議論をしている人はいない」と批判し、「（判決を）素直に見れば、個別的自衛権の話をしている」「集団的自衛権（の行使）が憲法9条の下で否定されているというのは、実は砂川事件（最高裁判決）からも出てくる」と語っています（2014年3月28日、日本記者クラブ）。

しかも、今回の法案に関する与党協議会の座長代理を務めた公明党の北側一雄副代表も「この判決は『自衛隊や米軍駐留が憲法違反ではないか』が問われた時代の判決で、集団

的自衛権の行使を根拠づける内容の判決ではありません」と述べています（公明新聞14年4月26日付電子版）。

憲法学者の「違憲」批判に対し自民党は「最高裁だけが最終的に憲法解釈ができる」と打ち消しに必死で、首相も砂川事件の最高裁判決を引いたのでしょうか、破綻済みの主張にすぎません。

安倍政権が集団的自衛権の行使容認について72年の政府見解の「基本的な論理を維持」しているとした文書（9日）も、こじつけ以外の何物でもありません。

同文書が持ち出している72年の政府見解の論理とは、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置」をとることができるのは「あくまで外国の武力攻撃」という「わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる」というものであり、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」というのが結論です。憲法審査会で長谷部氏が集団的自衛権の行使容認について「従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明が付かない」と指摘したのは当然です。

法的安定性を揺るがす

文書が集団的自衛権の行使を認める唯一の理由として挙げるのは「安全保障環境」の変化です。他国への武力攻撃が日本の存立を脅かすこともあると言いますが、それがどんな事態かの説明は全くなく、政府の判断任せです。こうしたやり方こそ「法的な安定性を大きく揺るがすもの」（長谷部氏）に他なりません。従来の政府見解を百八十度転換させた違憲の法案は即刻廃案にするしかありません。